

(様式 2)

芦屋市立あしや温泉事業計画書

(2) 基本方針

■ 豊富な有資格者によるバックアップ体制

- 当社は、他の管理運営施設において、豊富な有資格者を活かした円滑な運営を行っています。
- トラブル発生時には、当社従業員である有資格者が本施設のバックアップを行うことで迅速に対応し、問題を解決します。

資格名称	人数	資格名称	人数	資格名称	人数
体育施設管理士	7	高校 1 種教員免許 (保体)	16	消防設備士甲種 2 類	1
水泳指導管理士	9	小学校 1 種教員免許	16	第 2 種電気主任技術者	2
プール衛生管理者	2	中学校 1 種教員免許 (理科)	8	第 2 種電気主任技術者	2
トレーニング指導士	2	中学校 1 種教員免許 (社会)	8	第 3 種電気主任技術者	23
健康運動指導士	59	中学校 1 種教員免許 (美術)	3	建築物環境衛生管理技術者	39
健康運動実践指導者	10	高校 1 種教員免許 (理科)	7	ビルクリーニング技能士	2
日赤水上安全法救助員	45	高校 1 種教員免許 (公民)	5	2 級ビル管理技能士	1
障害者スポーツ指導員	5	幼稚園 1 種教員免許	10	第 1 種冷凍機械責任者	4
看護師	9	学芸員	12	第 2 種冷凍機械責任者	16
介護福祉士	3	エネルギー管理士	8	第 3 種冷凍機械責任者	61
上級救命講習修了者	25	建築物清掃管理評価資格者 1 級	1	第 1 種電気工事士	25
普通救命講習修了者	39	建築物清掃管理評価資格者 2 級	4	第 2 種電気工事士	87
社会教育主事	5	機械警備業務管理者	1	1 級ボイラー技士	27
施設警備検定 2 級	14	水質管理責任者甲種	9	2 級ボイラー技士	99
雑踏警備検定 1 級	2	エネルギー管理員熱分野	18	消防設備士甲種 3 類	1
雑踏警備検定 2 級	7	ビル経営管理士	2	消防設備士甲種 4 類	1
交通誘導警備検定 2 級	7	建築設備検査資格者	5	消防設備士乙種 1 類	28
防火管理者甲種	20	建築設備診断技術者	2	消防設備士乙種 4 類	4
防火管理者乙種	3	警備員指導教育責任者	46	消防設備士乙種 6 類	14
ボイラー整備士	7	理学療法士	2	消防設備点検資格者第 1 種	9
電気工事施工管理技士	7	栄養士	5	消防設備点検資格者第 2 種	7
管工事施工管理技士	1	食品衛生責任者	8	認定ファシリティマネジャー	6
危険物取扱者乙種 2 類	6	ホスピタルエンジニア	2	自衛消防技術者	98
危険物取扱者乙種 4 類	91	消防局 自衛消防技術認定	98	防災センター要員	94
酸素欠乏危険作業主任者	7	消防設備士甲種 1 類	13	公害防止管理者	1

当社が保有する有資格者数

(3) 管理体制

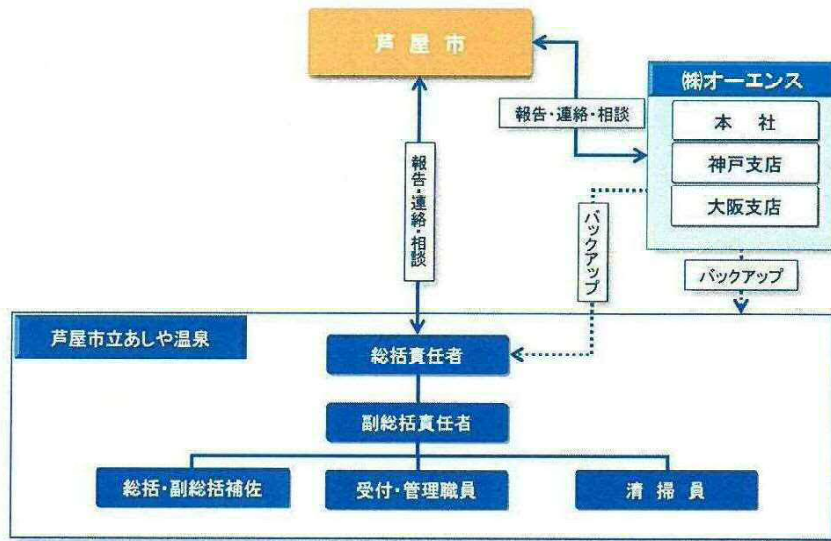
(1) 管理体制について

■ 一社責任体制による管理運営

- ・運営と維持管理を一体的に遂行する、一社責任体制により、迅速かつ確実な業務をお約束します。
- ・総括責任者を中心とした明確な組織体制のもとに、円滑な業務の遂行に努めるとともに、神戸支店及び大阪支店、本社による業務支援を行います。

■ 専門職による助言・指導

- ・施設清掃の品質チェック（インスペクション）には、本社ビル管理部社員があたります。施設を定期的に訪問して仕上がりを確認し、不具合がある場合には清掃方法等の助言・指導を行います。



施設運営管理の組織体制

■ 従業員の職務分掌

- ・現在、本施設に勤務している従業員が引き続き業務にあたり、これまで培ってきた利用者との関係や芦屋市地域との連携をはじめ、管理運営のより一層の充実を図っていきます。
- ・多岐にわたる業務に対して、責任を持って遂行できる専門能力を身につける（スキルミックス）とともに、多能化（マルチジョブ）を図ることで組織を効率化し、繁忙時や緊急時等における相互支援など、柔軟に業務を行います。

職名	主な業務内容	能力経験	雇用形態
総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・市、関係各所との連絡・打合せ ・業務統括、従業員の管理監督 ・業務計画の立案及び履行状況の確認 ・利用料金等の管理 ・防災、防犯の安全対策 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲種防火管理者 ・公共施設または類似施設等において、責任者相当の業務経験を3年以上有し、従業員の監督、教育を行うことができる者 ・当社規定の指定研修修了者 ・普通救命講習修了者 	契約社員
副総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・総括責任者業務の補佐 ・施設利用者等の受付、案内 ・利用料金徴収業務 ・施設設備管理業務 ・施設内の巡回、整備、清掃 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・甲種防火管理者 ・利用者対応に精通し、判断能力を有する者 ・当社規定の指定研修修了者 ・普通救命講習修了者 	契約社員
総括副総括補佐	<ul style="list-style-type: none"> ・総括・副総括責任者業務の補佐 ・施設利用者等の受付、案内 ・利用料金徴収業務 ・施設設備管理業務 ・施設内の巡回、整備、清掃 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者対応に精通し、判断能力を有する者 ・当社規定の指定研修修了者 ・普通救命講習修了者 	契約社員

本施設の従業員一覧 その1(平成28年9月現在)

(様式 2)

芦屋市立あしや温泉事業計画書

(3) 管理体制

(2) 現金の取扱い

- 施設で徴収した料金は、毎日記帳処理と現金照合のうえ、金庫へ厳重に保管します。銀行への収納は、少額の現金でも管理口座へ入金して多額の現金を保管するリスクを回避するとともに、収納を定時に行わない等、犯罪被害に遭わないための対策を講じます。

■ 災害等を想定した事前の取組み

(1) 連絡体制の確立

- 大規模災害はいつ発生するかわかりません。少人数の従業員で対応する事態も予想されることから、従業員の居住地や通勤手段、所要時間を考慮した参集ルールを策定します。

参集体制	行動基準	参集人員	連絡体制
警戒参集	芦屋市内で震度 5 弱を記録したとき	①総括責任者 ②総括責任者が指定する者	自主参集
非常参集	芦屋市内で震度 5 強以上を記録したとき	全従業員	自主参集

参集ルール(案)

(2) 避難誘導等のための準備

- 事前に避難行動や施設で待機することを想定して下記の準備を行います。

区分	概要
①指定避難場所等への避難経路の策定及び経路図の掲示	・可能な限り 2 つ以上の避難経路を選定して経路図を作成。施設内に掲示するとともに、非常時持ち出し用の図面も作成
②屋内から屋外への避難経路図の掲示	・建物平面図等を利用し、消火器の位置や緊急開放する出口を記載した図面を作成・掲示
③利用者に応じた避難方法の確認	・幼児や高齢者の特性に応じた避難方法(徒歩、従業員自動車による移動等)を予め確認
④所要時間の確認	・上記③の避難方法に応じた所要時間を確認するため、訓練等の機会を利用して実測する
⑤非常持ち出し品の準備	・避難所への移動や避難生活、施設の運営再開に必要な持出品を予め選定・準備する
⑥非常食等の備蓄	・広域災害の場合や、利用者が帰宅できない場合に備え、食料や飲料水を 1 日分備蓄

避難誘導等のための事前準備

(3) 火災への備え

- 近隣の消防署等からの指導を仰ぎながら、初期消火訓練を実施するほか、ミーティングを通じて再確認を行い、有事の際に迅速に対応できるよう注意を喚起します。
- 施設内の諸室に火元責任者を設置して整理整頓を心がけるなど、日ごろから責任をもって管理する意識付けを行います。

(4) 地震への備え

- 揺れに伴う設備・備品の倒壊や落下を防止するため、施設内の状況を把握し、軽微なものについては指定管理者にて防護措置をとるとともに、建物構造上の変更を伴うものなどについては、状況を取りまとめて市に報告し、対応に向けた協議を行います。
- 大規模な地震の発生前には、「緊急地震速報」として、テレビやラジオ、携帯電話等に情報が配信されますが、入浴中の利用者はこれらの情報端末が付近になく、突然大きな揺れを感じるようになります。当社では、FM ラジオに配信される「緊急地震速報」に反応し、警報を発信する緊急地震速報機を配置します。



緊急地震速報連動ラジオ
(本施設実例)

(3) 管理体制

■ 緊急時の対応体制

(1) 迅速な対応を行うための体制

- ・市の関係部署・消防・警察・病院等、連絡先の一覧を事前に整備し、有事の際には、従業員による的確な一次対応を行うとともに、近隣の支店がバックアップ体制をとり、迅速な支援を行います。
- ・なお、当社は神戸・大阪市内に支店を有しており、20分以内に本施設に到着することが可能です。

(2) 適切な初期対応の実施

- ・事故や事件は発生した場合は、総括責任者から市へ直ちに報告を行うとともに、従業員により立入禁止措置や誘導作業等を行います。
- ・総括責任者は、事態の経過を右に掲げるポイントに沿って記録し、市への報告と従業員への的確な指示のベースとします。

(3) 設備・機器のトラブル

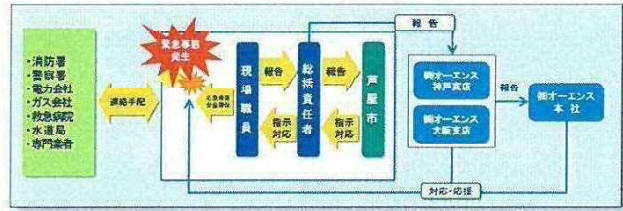
- ・異常を検知した際は、即座に周囲の状況を把握して使用停止・立入制限の措置を講じて市へ報告するとともに、メーカー等へ早急な検査・修理の依頼を行い、動作確認を経て使用を再開します。

(4) 傷病等発生時の対応

- ・万一事故等が発生した場合には、「救命の連鎖」を踏まえ、心肺蘇生法、AED 取扱など迅速な救命活動にあたるとともに、利用者の誘導、記録、救急車の要請や市への報告等を確実にを行います。
- ・施設外活動中においても、同様の対応が的確にとれるよう、従業員研修を通じて徹底してまいります。

(5) 熱中症の対応

- ・熱中症は、放置すれば死に直結する緊急事態です。重症（Ⅱ度・Ⅲ度）の場合は救急車を要請するだけでなく、現場で即座に体の冷却を始めます。
- ・下記の対応フローに基づき、経過を観察しながら処置を続け、救急車の到着を待ちます。



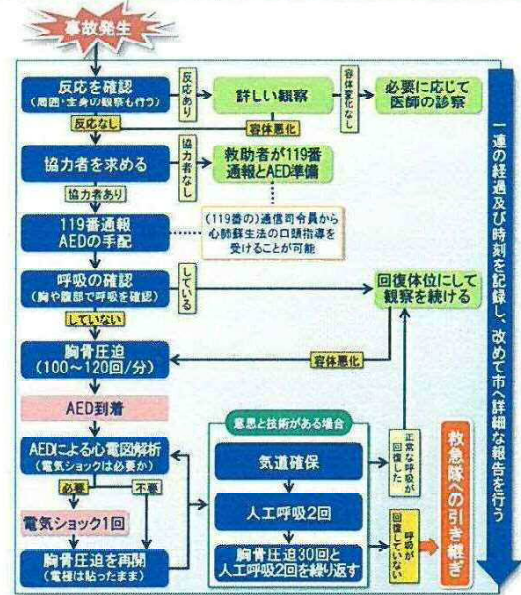
緊急時の初動対応



当社拠点から本施設までの距離・所要時間

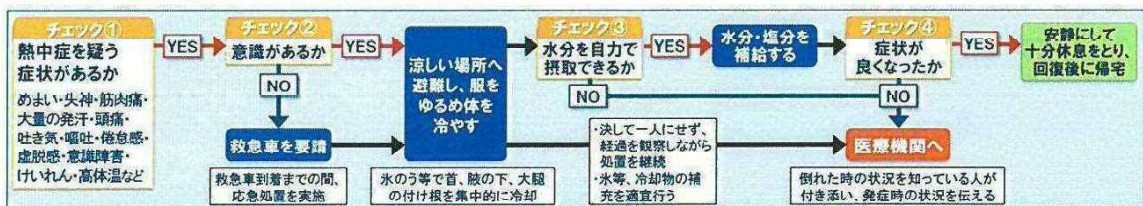
経過記録時のポイント

- ① いつ（発生時刻、報告時刻）
- ② どこで（発生箇所）
- ③ だれが（傷病者、通報者、指示者）
- ④ どのように（被害状況、指示・報告内容、処置状況）



傷病発生時の対応フロー

(心肺蘇生法ガイドライン 2015 版に準拠)



熱中症の対応フロー（熱中症環境保健マニュアル 2014 より）